

令和8年度 基本研修 第1回 「援助活動の基本」

シン・子育てファミリー・サポートセンター



シン・子育てファミリー・サポートセンター

実施主体：北九州市

設 立：平成10年10月1日

運営：NPO法人 チャイルドケアサポートセンター

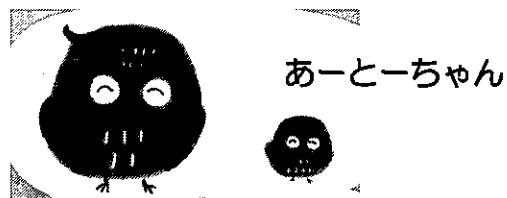
1

第1部 ファミリーサポート事業とは

地域の人 が 子どもの「送迎」と「預かり」をお手伝い

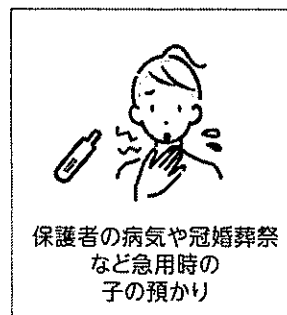
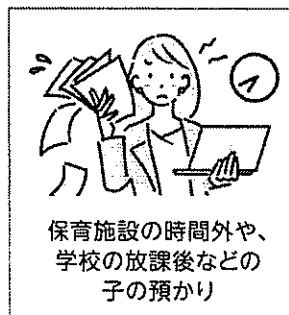


提供会員



依頼会員

保育施設への「送迎」や、学校の放課後の「預かり」、
保護者の通院や用事の際、軽度の病児の「預かり」など
子育て中の「ちょっと困った」に対応します



(シン・子育てファミリー・サポートセンター リーフレットより)

3

①依頼会員の子ども1名に対し、提供会員1名で実施します

(きょうだい児は安全に支援できる範囲で)

②保護者・保育園など、大人の手から大人の手への受け渡しをします

※留守宅への迎え、送り届けはできません。

兄姉など未成年者による受け渡しの代行については、「中学生以上」とします

③子どもの宿泊・入浴・依頼会員宅での家事支援・集団保育はできません

④預かり場所は、原則として提供会員宅、依頼会員宅、本事業が指定した預かり施設もしくは安全が確保された親子ふれあいルームなど公共の子育て支援施設です

※公共施設の利用については、事前に施設にお問い合わせ下さい

(活動の手引書 2P)

4

会員の種類

依頼会員	子育ての手助けをしてほしい人 ・北九州市内在住または勤務の方 ・生後3ヶ月から小学六年生までの子どもを持つ方	
提供会員	子育てのお手伝いをしたい人 ・北九州市内在住で子どもを預かるもしくは送迎ができる方 ・心身ともに健康で子育てに意欲のある方 ※資格は問いませんが、活動前、活動中は必ず研修受講が必要です ※子育て支援員、保育士資格、幼稚園教諭免許をお持ちの方は、研修の免除制度があります。	
両方会員	依頼会員と提供会員を両方兼ねる方	(活動の手引書 2P)

5

令和8年3月末 会員数

	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	合計
依頼	197	777	621	165	166	605	268	2,799
提供	78	164	188	74	56	200	46	806
両方	13	34	43	9	7	44	13	163
合計	288	975	852	248	229	849	327	3,768

会員数 (令和8年3月末) 新規入会は令和6年度(438名)より 94名増え、532名

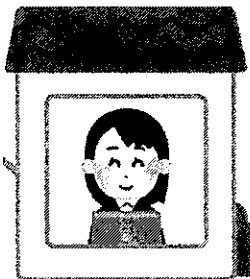
6

NHK北九州放送局 ニュースブリッジ 令和7年3月25日放送
「ファミリーサポート事業 地域で子育て」より

依頼会員が休日に仕事をする際に、提供会員宅で預かる映像

会場受講の方のみご視聴できます

7



依頼会員のおもいは

“本当に楽しかった”という話をよくしていて、家で遊んであげられていないことを提供会員さんが丁寧にしてくださるので、子どもたちもすごく喜んでいる

地域の方を頼っていいんだ
自分だけで背負わずに助けてくれる制度があるだけで余裕が生まれてチャレンジできる
“人に仕預けてまで仕事せんでいいよ”そういう声もあるかもしれないけど（仕事を頑張る母親の）姿を見せられるひとつの方法かなと思う

番組のさいご・・・

依頼会員が提供会員宅にお迎えに来たシーン

（依頼）（玄関先で）「こっちゃん かえるよ」

（子ども 部屋の中から）「いや！」

（依頼）「いややない」

（子ども）「いや！！」



8

令和7年度 活動件数

	活動内容	活動件数
①	保護者の外出時などの一時的な預かり	5,029
②	保育園・幼稚園の送迎と前後の預かり	4,531
③	ならいごとの送迎と前後の預かり	1,584
④	放課後児童クラブの送迎と前後の預かり	1,265
⑤	依頼会員宅での保護者在宅時の見守り	1,068
⑥	学校の送迎と前後の預かり	875
	その他	243
	合 計	14,595

令和6年度の8,963件から5,632件と大幅に増加！

9



子どもは豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに
育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っている

こどもまんなかcityの合言葉 「北九州市こどもまんなかスイッチ！」

【アクション1】 こどもがいたら、みんなで「にこにこスイッチ」オン！

【アクション2】 こどもとは、ひざをかがめて「同じ目線」で

【アクション3】 こどもに教え諭（さと）すときには「愛情いちばん」

【アクション4】 子育ては時に大変なことも。やさしく伝える「大丈夫」

【アクション5】 こどもの周りには、いつもたくさんの「ありがとう」を

提供会員は、人との基本的な信頼関係を学ぶ大切な乳幼児期に、地域の大人として関わる大切な存在

10

子どもの権利 を守る存在に

あなたの勇気が親子を救います

子どもを虐待から守るためには、情報提供(通告)がとても重要です！

「虐待かな…？」虐待かどうかわからなくても少しでも疑いがあれば、匿名でもかまいません。ためらわずにご連絡を!!



虐待かどうかははっきり分からないし、自分まで何が言われたらどうしよう？

連絡(通告)者は法律で守られます。あなたが気づき、連絡(通告)することが、子どもを虐待から守り、子育てに不安を感じている保護者の支援につながります。



こんな時には、すぐお電話ください

あの子、もしかしたら、虐待を受けているのかしら…

子育てが辛くてつい子どもにあたってしまう…

近くに子育てに悩んでいる人がある…

子ども虐待の相談・連絡先



児童相談所
虐待対応
ダイヤル

いち はや く
189
(通話料無料)

お住まいの
地域の児童
相談所に
つながります



(北九州市「子どもを虐待から守るハンドブック」より)

11

市独自の取り組み(料金)

	依頼会員が支払う額	提供会員が受け取る額
時間・対象	利用料金	報酬額
月～土の7:00～19:00	500円/1時間	1,000円/1時間 ※差額の500円は市負担
上記以外の時間及び日・祝	600円/1時間	1,100円/1時間 ※差額の500円は市負担
病児(軽度)の支援	600円/1時間	1,100円/1時間 ※差額の500円は市負担

※きょうだい児を同時に支援する場合、2人目以降は、半額です。

(シン・子育てファミリー・サポートセンター リーフレットより)

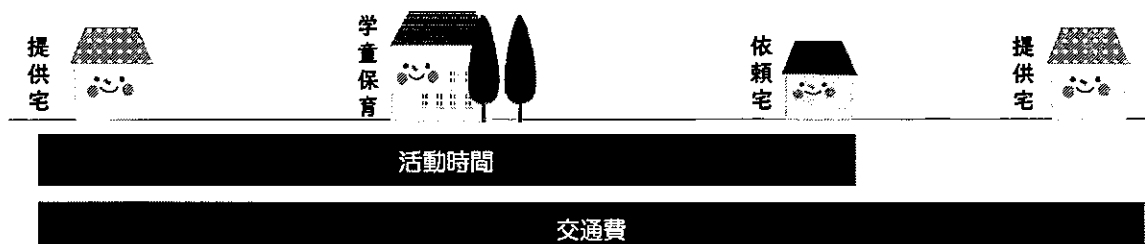
市が報酬の半額を負担する仕組みに。依頼会員からは利用しやすくなったと好評



12

- ・利用料金は30分ごとに計算します
- ・利用料金は、提供会員が自宅を出発してから大人の手へお渡しするまでの時間を計算しますが、きょうだいのお迎えで違う場所へお迎えに行く場合は、2人目は子どもと顔を合わせた時点からとなります
- ・支援活動に要する交通費、駐車場代、食事、おやつ代など依頼会員が実費を支払います
- ・提供会員は、利用料金の他、1時間500円の報酬を市から受け取ります

学童保育に迎えに行き、依頼会員宅に送り届ける支援



交通費は提供会員が自宅を出発した時点から、自宅に戻るまでの実費を計算します

(活動の手引書 3P)

13

キャンセル料

前日までのキャンセル	無料
当日キャンセル	依頼を受けた時間、子どもの人数にかかわらず1件につき500円
	悪天候・体調不良（依頼会員の子どものもしくは家族）を理由とした場合は無料
無断キャンセル	依頼を受けた時間、子どもの人数にかかわらず1件につき1,000円

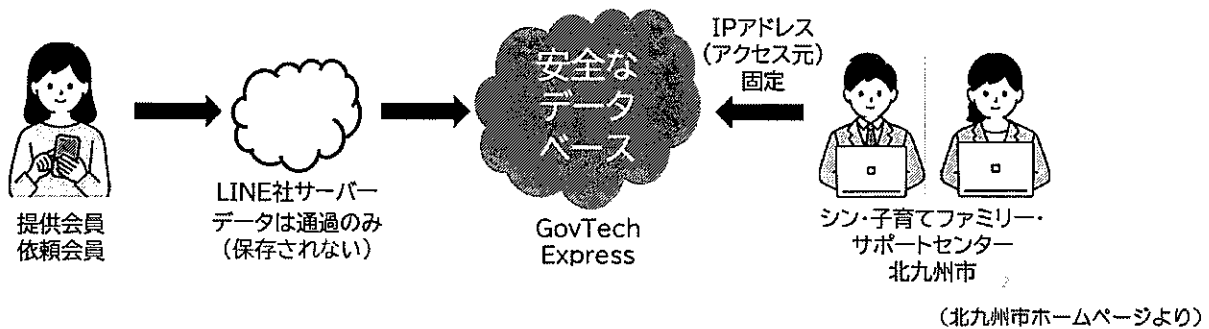
(活動の手引書 3P)

14

市LINEの利用（市独自の取り組み①）

入会申込や、提供会員の書類の提出が、市のLINEを利用してできるようになりました

- ・市のLINE公式アカウントのクラウドサービス「GovTech Express」
- ・LINEが管理するサーバーには情報が保存されない仕組み



依頼会員はZOOM面談も可能となり、自宅から入会手続きができるように利便性が向上

15

育休復帰支援（市独自の取り組み②）

子育てと仕事の両立で負担が大きくなる育休復帰前後の期間をサポート

- <対 象> ①令和7年4月1日以降に、育休期間が終了し、職場復帰する会員
②令和7年8月1日以降に、就労を開始することにより、
共働き世帯となる会員

(活動の手引書 26P)

- ③令和7年8月1日以降に、就労を開始するひとり親世帯の会員

<対象期間> 育休復帰日の2カ月前の初日から復帰日1年後の月末の最大14カ月

<利用方法> 利用料金の割引 割引分を提供会員が市から補助金として受けとる

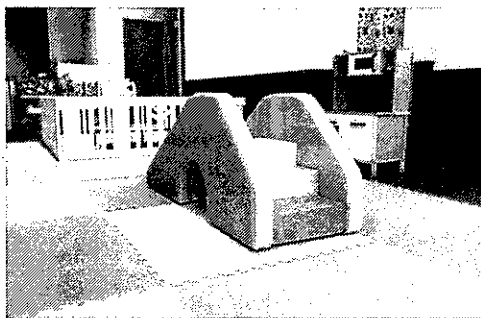
タクシーを利用した送迎支援（市独自の取り組み③）

提供会員が子供を連れて送迎する際に、タクシーの利用料金を補助

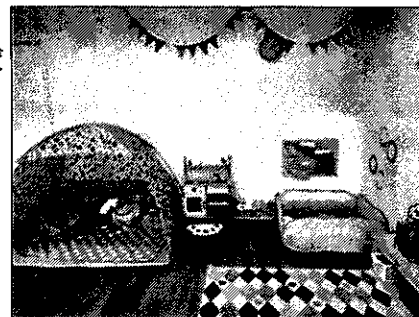
16

ファミサポ預かり協力施設（市独自の取り組み④）

ママトモ魚町
（小倉北区大門）



西南女学院大学
かなめキッズひろば
（小倉北区到津）



ヒトノワ
（小倉南区徳力団地）



BABY ROOM
（八幡西区本城学研台）

17

FBS福岡放送めんたいワイド 令和7年6月26日放送 シリーズ【こどものミライ】

子育て中の親を「力になりたい人」がサポート 地域で支える
「ファミサポ」制度を強化

Youtube

<https://www.youtube.com/watch?v=E5UavaqISTY>

記事

やーっ！FBS ⇒ ニュース ⇒ 福岡放送特集 ⇒ 一覧へ ⇒ こどものミライ
<https://news.ntv.co.jp/n/fbs/category/life/fs0146f72801b24958b03d228993a1a6ff?p=2>

18



提供会員は、「ありがとう」の言葉に支えられ、
社会に役立つことが喜び

自分が今まで共働きで困っていて、こういう支援が
あったらいいと思っていました。社会貢献できている
というのも、自分の張りでもありますね。

楽しいです。きょう誕生日です。（Q.誕生日でもファミサポに？）はい、
この日が一番うれしいので。ここに来る日が。

提供会員は楽しみながら できるときに、できる人が、できることを を大切に

19

シン・子育てファミリーサポート事業とは 「地域のささえあい」

- ・”2番目の親や祖父母“や”地域の大人“として、温かな関わりで
子育て家庭を支える
- ・子どもの生きていく力を育む活動
- ・子育て支援の思いがあれば、保育の専門資格がなくても活動できる
⇒専門的な保育サービスの代替ではない プライバシーの配慮も大切に
- ・一緒に子どもの成長を見守りながら、会員同士の信頼関係を築く
活動の内容はお互いの合意できまる⇒個人間の「準委任契約」
活動には自覚と責任がともなう
- ・何よりも、子どもの「安心・安全」を最優先 研修受講で活動時も安心！

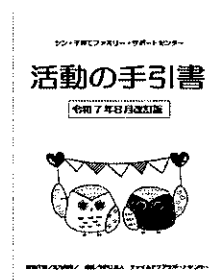
20

第2部 活動のながれ

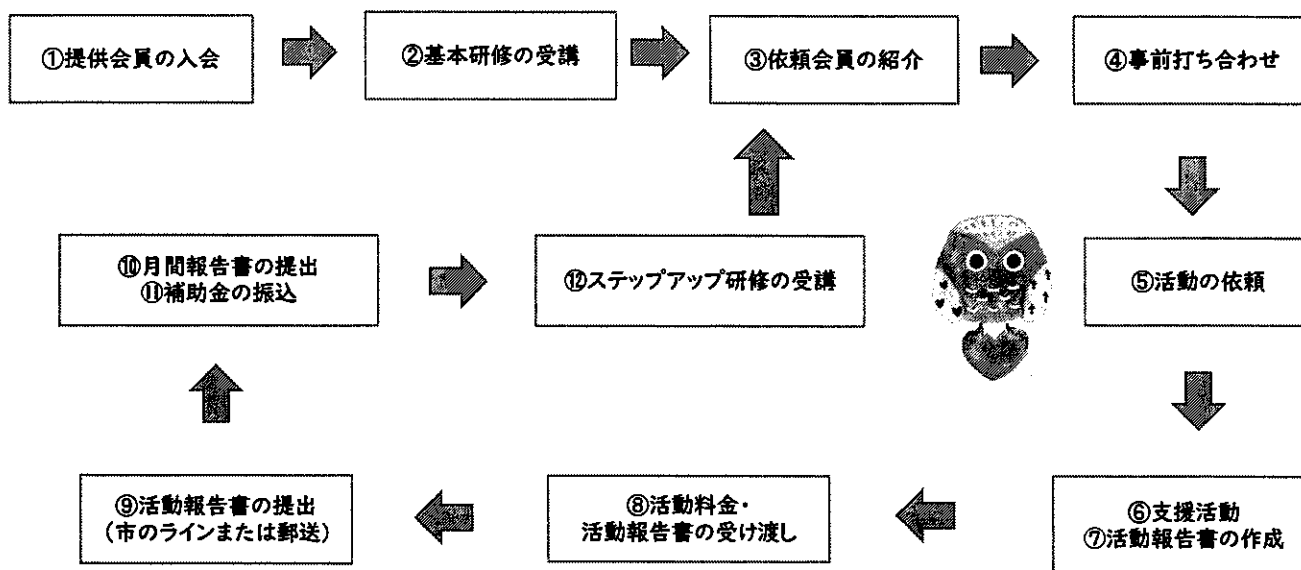


「活動の手引書」に沿って学んでいきましょう

活動の手引書は危険から子どもたちを守り、
提供会員自身も守る解説書となります
いつもそばに置き確認しましょう



活動のながれ



① 提供会員の入会

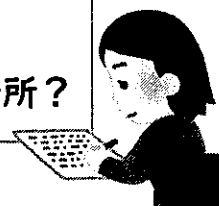
センターで面談を
します

- ・写真2枚
- ・確認書類



活動できる内容の確認（送迎・預かり）
をします

- ・活動できる時間や曜日など
- ・対応できるお子さまの月齢など
- ・預かりができる場所は、
自宅？依頼宅？預かり場所？



研修申込をします

- ・センターのライン
（ライン）からあるいは
紙での提出
- ・研修の案内や活動の打診など



口座の登録をします

- ・北九州市のライン（オンライ
ン）からあるいは紙での提出
- ・活動報告や月間報告書の送信など



<メールの登録>

hotsan3081@aroma.ocn.ne.jp



どちらでもOK

② 活動の始まりは、基本研修の受講から

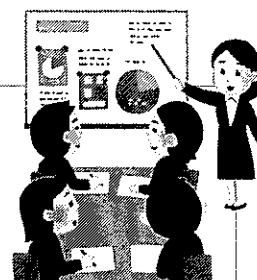
【基本研修5講義】

- ① 援助活動の基本
- ② 子どもの発達と病気
- ③ 子どもの生活へのケアと
援助
- ④ 保育の心
- ⑤ 救命救急講習（心肺蘇生
AED実習）

【免除できる方】

- ・子育て支援員 ファミサポコース修了
⇒①～⑤が免除となります
- ・子育て支援員 地域型保育コース修了
⇒②～⑤が免除となります
- ・保育士資格、幼稚園教諭免許あり実務経験2年以上
⇒②～④が免除となります

※資格証コピーの提出をお願いします

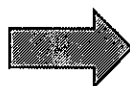


<活動中> 毎年ステップアップ研修1項目、事例研修、2年に1回の救命救急研修の受講が必須です。
※実技やグループワークのない研修は、研修の録画をYoutubeで受講できます。

③ 依頼会員の紹介

電話をかけて打診します

- ・ 基本研修が終了したら
- ・ 支援内容に応えられたら
- ・ 依頼会員の条件を満たせたら
- ・ 依頼会員の近くに住んでいたら
- ・ 依頼会員が要望したら



依頼会員を紹介します

これらの条件を満たない場合はご紹介することが難しくなります

申し訳ありませんがお持ちいただくこととなります

④ 事前打ち合わせの目的

原則は「預かる場所」で事前打ち合わせをします

- ファミサポの基本である依頼会員がしてほしい事、提供会員ができる事を前提に、どのような支援活動を行うか話し合う大切な場となります
- 子どもとの信頼関係、両会員の信頼関係づくり第一歩となります
- 両会員が預かる場所の安全を確認しましょう
- 安全に活動するための約束事をかわしましょう
- グループ支援は、条件をあわせ、支援する日程の分担をします

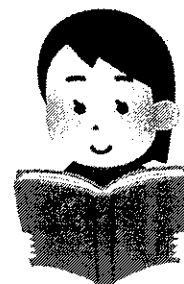


事前打ち合わせをしないと支援活動はできません

※ 事前打ち合わせには報酬は発生しませんし、お茶やお菓子などの接待は不要です。

提供会員にお願いしたいこと

1. 事前打ち合わせ前にもう一度「活動の手引書」に目を通しましょう
2. ファミサポのルールを理解してのぞみましょう
3. 依頼会員の不安を取り除き、
会員同士のコミュニケーションをとりましょう
4. 安全に活動を行うための時間や環境の調整をしましょう
5. グループ支援の際は、安全に活動するためにグループの会員の調整をしましょう



「事前打ち合わせのながれ」をご確認ください

提供会員用

シン・子育てファミリーサポート・センター
事前打ち合わせのながれ

シン

事前打ち合わせは、依頼会員から電話もしくは SMS (ショートメール) で連絡がきます。
もし少し持ってもなければ、提供会員から電話、SMS で連絡することもできます。(R7/10/1 追記)

1. 依頼会員より事前打ち合わせの連絡があります
 - ☐ 「ご連絡ありがとうございます」の気持ちを伝えます
 - ☐ 駐車場の確認 (依頼会員が来る場合、提供会員が行く場合どちらも)
 - ☐ お子さんを同伴するよう伝えます。また 1 時間くらいかかる事を伝えます
 - ☐ 打ち合わせには入会時の封筒と郵送された「事前打ち合わせ確認書」を持参するよう伝えます
 - ☐ 事前打ち合わせの日時をセンターへ連絡するよう伝えます
2. 事前打ち合わせ当日
 - ☐ お子さんに目線を合わせて挨拶します
 - ☐ 依頼会員に安心してもらえるように提供会員の自己紹介をします

事前打ち合わせに持参する書類

- ☐ 事前打ち合わせ確認書 (郵送で届く)
- ☐ 事前打ち合わせのながれ (提供会員用)

事前打ち合わせの当日は、
下記を持参 (準備) しましょう。

- ・「事前打ち合わせのながれ」
- ・「事前打ち合わせ 確認書」
- ・会員証
- ・「はじめましてよろしく」
- ・活動の手引書 (令和7年8月改正版)

会員証



事前打ち合わせ当日手順

1. 自己紹介
2. 「活動の手引書」の「事前打ち合わせについてのお願い (P12~13)」を読み合わせます
3. 支援内容の確認
4. 「はじめましてよろしく」に沿って
活動内容を両会員でよく話し合います



シン・子育てファミリー・サポートセンター
はじめまして よろしく



シン

事前打ち合わせ日	年	月	日	会員番号	子どもの 名前	性別	年齢	座席
ふりがな								
氏名								

当日、話し合いながら記入しましょう



※用紙はそれぞれが持参します
いつも手元に1枚は持っておきましょう
研修時に準備してます、お持ち帰りください

NO	質問内容	確認項目
1	送迎が必要 ですか？ はい・いいえ	送迎の手段：徒歩(ベビーカー・抱っこ紐)・自力歩行・タクシー・バス・公共機関等 ・提供会員自家用車 双方の合意で提供会員の自家用車を使用する場合、必ずチャイルドシートを使用する。政令指定以上も必ずシートベルトを使用する。※チャイルドシートの準備は原則依頼会員。難しい場合はセンターに相談して下さい 【注意事項】・安全を優先した経路を双方で確認してください (往復距離(約 km)がソリッド(Y km)) ・チャイルドシートを載せるお子さんの車での支援はできません。 バスやタクシー利用となります。

事前打ち合わせ 確認書に自署します

取扱注意

事前打ち合わせ 確認書

様式5

シン・子育てファミリー・サポートセンター

打ち合わせ期限： 年 月 日まで

事前打ち合わせに必ず持参し、打ち合わせ終了後、相互に相手の確認書に署名して下さい

依頼会員は、提供会員から署名をもらい、確認書を市のオンラインで送信するか、コピーをとって

それぞれ持参の書類にお互いが、
記入しましょう

事前打ち合わせ日	年	月	日
氏名(自署)	北九 いち子氏名(自署)		氏名(自署)
会員番号		氏名	
住所	〒		
電話番号	提供会員が、必ず自署 緊急連絡先1		勤務形態
緊急連絡先2			
ふりがな	子ども1	子ども2	子ども3
氏名			
生年月日			

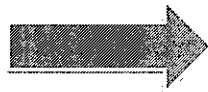


事前打ち合わせ 確認書は 依頼会員にセンターへ提出するように伝えましょう

依頼会員が書類を送ります（オンラインで送るときに一緒に確認しましょう）



依頼



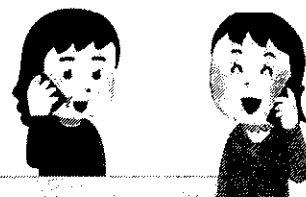
市のオンライン
または センターへ

郵送や持参する際はコピーと取って
から送るよう伝えましょう

書類の提出がないと活動が始められません

事前打ち合わせ後や活動が始まってから

- 確認し忘れた場合や不都合、変更が生じた場合は、その都度話し合いし、うやむやにしないようにし、連絡を取り合い確認しましょう
(例) ・ 依頼さんが準備した昼食を完食できず残しても良いのか
・ 園からいただいたおやつを食べさせて良いか
- 活動内容、転居、電話番号、名前、保育園から学校に上がる、子どもが生まれたなど、変更があった場合は、その都度依頼会員からセンターに必ず連絡（市のオンラインに入力）するように伝えましょう



⑤ 依頼会員より活動依頼の連絡が入る



- 日時はくりかえして確認する（メモを取る）
 - 場所もくりかえして確認する（メモを取る）
 - 依頼会員へ「センターへも連絡してね」と伝えましょう
（市のオンライン「活動依頼の連絡」）
 - できないときは「申し訳ない」という気持ちを添えてお伝えしましょう。
 - 依頼会員がとても困っていたらセンターへ相談を促してください（センターは依頼会員からの連絡の後、他の方を紹介します）
- 



⑦ 活動報告書と月間報告書

[illegible]

書類の提出は

- ・市のオンライン
- ・郵送
- ・手持ち

となります

[illegible]

活動報告書は翌月5日必着です
例：6月の活動は7月5日までに

⑧ 活動報告書記入の見本

様式6
(提供会員→依頼会員)

活動報告書

シン・子育てファミリーサポート事業

毎月5日必着

青休復帰なし・青休復帰あり

活動実施日時 R8 年 6 月 18 日(木) 送迎のみ・預かりのみ 送迎と預かり

子どもの氏名	北九	桃子	北九	太郎
性別	男	女	男	女
年齢	7	5	3	5
出発・来宅	17:30 提供宅	17:30 提供宅	17:50 保育園	17:50 保育園
子と親を合わせた時間	17:40 学童クラブ 到着	17:50 保育園 到着		
活動終了	20:00 依頼会員へお返し	20:00 依頼会員へお返し		
活動内容	提供宅			
備考	食事 おやつ 睡眠 遊びの時間や感想を書いてください			
名前	桃子	7:00~19:00 時間外・育児・白飯日	500 円 × 1.5 H =	750 円
名前	太郎	7:00~19:00 時間外・育児・白飯日	600 円 × 1 H =	600 円
名前	太郎	7:00~19:00 時間外・育児・白飯日	250 円 × 1 H =	250 円
名前	太郎	7:00~19:00 時間外・育児・白飯日	300 円 × 1.5 H =	450 円
名前	太郎	7:00~19:00 時間外・育児・白飯日	250 円 × H =	円
名前	太郎	7:00~19:00 時間外・育児・白飯日	300 円 × H =	円



青休復帰支援期間内(14カ月) 24回まで利用可能 子ども1人につき1回2Hまで利用可能 2人目、3人目のお子さん1回と数える	活動料金計	2,050 円
青休復帰支援 無料クーポン() 回数利用 1人目 1回最大1,000円()円割引 無料クーポン() 回数利用 2人目 1回最大 500円()円割引 無料クーポン() 回数利用 3人目以降1回最大 500円()円割引	合計割引額	()円
青休復帰支援 割引後の活動料金計	()円	
交通費 ガソリン代(実費) 円 × Km = 円 バス 他 円		
食事代ほか おやつ・食事・入浴券など	200円 × 2	400 円
支払金額計		2,450 円

上記の通り預かりしました 上記の通り報告します

依頼会員

会員番号 00000

氏名 小倉夏美

印

代通()

上記の内容を確認しました

依頼会員

会員番号 00000

氏名 北九かおり

代通()

青休復帰支援	24回目
--------	------

※青休復帰支援の割引額は「平日」の早見表で計算します

利用時間	1人目	2人目	3人目	4人目	5人目	6人目	7人目	8人目	9人目	10人目
1A時	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000		
2A時	120	250	370	500	620	750	870	1,000		
2A時	370	750	1,120	1,500	1,870	2,250	2,620	3,000		
1A時	300	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400		
2A時	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200		
2A時	450	900	1,350	1,800	2,250	2,700	3,150	3,600		

3枚複写

2026.1 改訂

⑩ 月間報告書の裏面 ヒヤリハットを記入しましょう

預かり中の安全対策を
深めるために

裏面



オンラインで送らないでください

【 おねがい 】

皆様からのヒヤリハットのデータを集めます。
ご協力ください。

センターでは、預かり中の安全対策をより深めるために、ヒヤリハット(危険と感じたこと、ケガなどが起きそうだったこと)の事例提供していただきます。
皆様から、できる限り多くの事例を収集し、安全に預かって頂くための注意事項をまとめて、会報や研修にてお知らせしたいと考えております。
事例を頂いた方のお名前を公表する事はありません。是非、安全な支援活動のために協力お願いします。
依頼会員の皆様にも気になる点がありましたら、お知らせ頂くと助かります。

預かり中に、ヒヤリハット(危なかったことなど)があれば、ご記入をお願いします。

日時	年 月 日
場所	(例: 提供宅・支援宅・車中・公園等分りやすく)
子どもの年齢・性別	(例: 2才5ヶ月 女児) オ ヶ月 男児・女児
ヒヤリとしたこと	(例: 滑り台の上から体を乗り出して、ふらついた。) (例: 滑り台はついて行くようにする。)

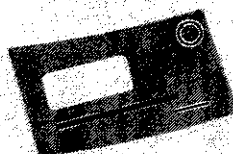
FAXの場合は会員番号と氏名を記載しましょう

気が付いたことを記入し、センターのライン・FAX・郵送・手持ちでお願いします

⑪ 補助金の振込

北九州市より

「北九州市シン・子育てファミリー・サポート事業における援助活動補助金
交付決定兼確定通知書」が届きます



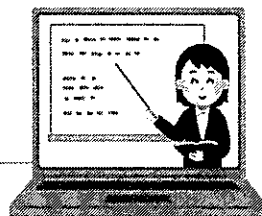
登録された口座へ補助金が振込まれます、ご確認をお願いします



振込は、報告書締切日の翌月以降予定です

例：6月の活動は8月振込予定

⑫ ステップアップ研修などその他の研修の受講



・ステップアップ研修会

⇒ 年1回以上必須（活動中の方）
⇒ 救急法（実技）2年に1回必須
（活動開始・活動中の方）

・事例研修会①・②

⇒ 年2回必須（活動開始・活動中の方）
Youtubeはありません（内容により）

・地区交流会

⇒ 年1回（各地区で開催）

※年間を通して続けて受講しましょう

皆さんに守っていただきたいこと



～ 本会の活動主旨と決まりを守りましょう～

- 活動で知り得た個人情報やプライバシーは第三者に絶対に漏らさないでください。
退会時には、会員証と個人情報書類をご返却ください
- 支援活動は、相互の責任と信頼関係のもとに行うものです
事故やトラブルのないよう、事前打ち合わせで、安全に活動できる方法を両会員でよく話し合いましょう
- センターへの連絡なしに、会員同士で支援活動を行わないで下さい
- 本活動を政治、宗教、営利目的など、この事業の目的以外のために利用しないで下さい
- センターのライン（市のオンラインでなく）、メールには、個人名を記入しないようにしてください（会員番号で入力してください）

しつもんコーナー



ここまでの内容で
もう一度
説明してほしいところ、
くわしく聞きたいこと、
分かりにくいことなど
あればグループでシェ
アしましょう



ここで、休憩に入ります。

第3部 安全な支援活動のために

活動の前には「安全チェックリスト」でチェックをしましょう
もう一度、こどもの目線でお部屋を見てみましょう



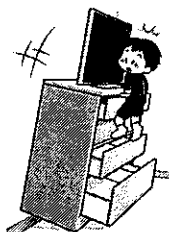
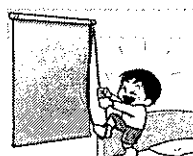
安全な支援活動をするためのお願い

- 安全を確保できない、無理な支援活動は避けましょう
- 子どもは「思いがけないことをするかもしれない」という意識を常に持ちましょう
(成長し、出来ることが思わぬうちに変わります)
- 外では提供会員が子どもの手をつなぎ、提供会員は車道側を歩きましょう
- 依頼会員宅での電話・宅配・来客への対応はしないでください(トラブルの元になりやすい)
- 日頃から両会員でよく話しましょう、信頼関係を築いておくことがトラブル回避につながります
- 大人の手から預かり、大人の手へお渡しします(留守宅へのお迎えや留守宅において帰ることはできません)
- 提供会員としての身支度(清潔、活動的、危険がない、一緒にいて心地よい など)衣服、アクセサリ、靴、つめなど事前にチェックしましょう



絶対に子どもから目を離さないでください

安全チェックリストで確認し、子どもの目線でも確認しましょう



子どもに、よくおこる事故とは
どんなことでしょうか？
事前に必ず確認をしておきま
しょう



(消費者庁「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」より)

眠ったら睡眠時チェック表を付けます
乳児のうつぶせ寝厳禁です！

睡眠時チェック表

- ☐ 呼吸はしているか
- ☐ うつ伏せになっていないか
- ☐ 口の中に異物が入っていないか
- ☐ ベッドから手足は出していないか
- ☐ 室温は適当か
- ☐ 布団をかぶっていないか
- ☐ 顔に物がかかっているか
- ☐ 指などをくわえていないか
- ☐ ベッドの中に玩具はないか



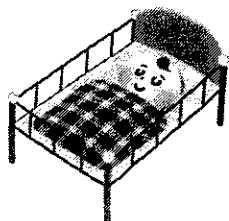
【睡眠時チェック表】

月 日 () お預かりした子どもの名前: _____
子どもの年齢: 才 _____ 月 _____

時間	チェック項目		時間	チェック項目		時間	チェック項目	
	仰向け	呼吸		仰向け	呼吸		仰向け	呼吸
1			2			3		
2			3			4		
3			4			5		
4			5			6		
5			6			7		
6			7			8		
7			8			9		
8			9			10		
9			10			11		
10			11			12		

【すいみんチェック】

- ・ 0～1才児は5分おき
- ・ 2才児は10分おき
- ・ 3才以上は30分おきに



SIDS（睡眠時突然死症候群）を防ぎましょう！

睡眠をとるお子さんは必ず
チェック表をつけ、
依頼会員に見せ、サインを
いただきますよう

動 料 金	育休復帰支援期間内(14ヵ月) 24回まで利用可能 子ども1人につき1回2Hまで利用可能 2人目、3人目のお子さんも1回と数える	活動料金計	円
	無料クーポン()回分利用 1人目 1回最大1,000円()円割引	合計割引額	
	無料クーポン()回分利用 2人目 1回最大 500円()円割引	育休復帰支援	円
	無料クーポン()回分利用 3人目以降1回最大 500円()円割引	交通費	ガソリン代(実費) 円
食事代ほか	おやつ・食事・入場券など		

睡眠チェック表を依頼会員に見せたら、
活動報告書のすいみんサイン欄に
サインをいただきますよう

上記の通り領収しました 上記の通り報告します
《提供会員》

会員番号 [] [] [] []

氏名 _____ 印 _____

上記の内容を確認しました
《依頼会員》

会員番号 [] [] [] []

氏名 _____ 代理()

すいみん サイン	育休復帰 支援

※育休復帰支援の割引額は「平日」の早見表で計算します

料金早見表	2H	0.5H	1H	1.5H	2H	2.5H	3H	3.5H	4H	2H	0.5H	1H	1.5H	2H	2.5H	3H	3.5H	4H
1人目	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000		300	600	900	1,200	1,500	1,800	2,100	2,400	
2人目～	120	250	370	500	620	750	870	1,000		150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	

睡眠チェック表は1年間はお自分で保管しましょう

2026.1 改訂

病児保育と与薬について

・病気の子どもの預かりは病児保育室の利用ができない場合のみとします
また症状が軽い時に限ります。
症状や提供会員の都合によってはお断りすることができます。

・与薬はできる限り依頼会員に行ってください。提供会員が与薬を受けるときはやむを得ない場合のみとします。



病児・病後児保育票 (活動実施日 年 月 日)

依頼番号	依頼会員名	子どもの性別 男・女
子どもの名前	生年月日 年 月 日 時 分	平成 年 月 日 時 分
現在の症状	発熱() 咳() 痰() 嘔吐() 下痢() 体温() 呼吸() 発赤() 発疹() 当分の経過() 水分の摂取() 主な症状() 既往歴() 家族歴() アレルギー() 既往症() 通院() 発熱() 咳() 痰() 嘔吐() 下痢() 発赤() 発疹() 発熱() 咳() 痰() 嘔吐() 下痢() 発熱() 咳() 痰() 嘔吐() 下痢() 発赤() 発疹() 発熱() 咳() 痰() 嘔吐() 下痢()	
今後の病状について、医療機関を受診しましたか() はい () いいえ () 受診日 年 月 日	病名() 病名()	
薬	処方された薬がありますか() はい () いいえ () 薬の名前() 剤形() 用法() 用量() 回数() 時間() 備考() ※与薬を依頼された場合は下記「薬服用連絡票」に記載ください。	
安静度	1 寝かせておくこと 2 動かさず安静にしている 3 騒動の生活	
前日の様子	体温 時間 度 分 (平均 度 分) 発熱() 発熱() 発熱() 食() 食() 食()	

アレルギー名() 対応の方法() 薬の種類とチェック()

薬服用連絡票

薬の種類	剤形	剤名	剤量	剤数	剤水	剤その他()
服用時間	食前	食中	食後	時	分	その他()
剤の包装方法	錠剤	錠剤	錠剤	錠剤	錠剤	錠剤
剤の包装方法	(例)水で溶いてスプーンで					
与薬日時	年 月 日 午前/午後 時 分					
与薬場所	依頼会員氏名 印					

※ 病状が悪化、急変した場合はお迎えに来ていただきます。ご了承ください。

自家用車使用届出書

やむを得ず支援活動に自家用車を使用する場合は、
事前に以下の書類提出が必要です

支援活動で使用する車の変更がありましたら、初回に提出した免許証以外の同じもの(①③④)を提出してください

【 初回提出 】

- ①届出書
- ②運転免許証のコピー
(初回のみ確認のため)
- ③検査証記録事項のコピー(車検証)
あるいは車検ステッカーの写メ(有効期限の確認のため)
- ④自動車保険(任意保険)のコピー(対人対物補償額：8000万円以上とします)

※自賠責保険と間違わないように

【 次回以降 】

- ④自動車保険(任意保険)のコピーのみ
対人対物の補償額は保険証書裏面に記載されていることが多いので
両面コピーを取って提出してください

※75才未満の提供会員が対象です



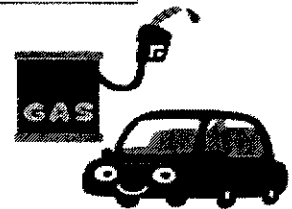
ガソリン料金の計算を事前におきましょう

分からない方は後日、
と一緒に計算しましょう

- ①ガソリンを満タンにします
- ②走行距離のメーターをゼロにします
次にガソリンを入れる時に、
何km走ったかを記録し、ガソリンを満タンにします
- ③ ガソリン代を計算します（レシートの金額÷走行距離）

例) ガソリン代を60000円支払い、 走行距離は200kmでした
 $6000 \div 200 = 30$

- ④ 1 km当たりの金額は30円となります



タクシーを利用した送迎支援

タクシークーポンの利用

送迎にタクシー利用をする場合、タクシークーポンを発行します

- ・ 1枚1,000円です
- ・ 依頼会員一人につき、3ヶ月ごと6枚（6,000円）を支援する提供会員へ渡します
- ・ クーポンの有効期限は3ヶ月です
- ・ 1回に1枚の使用です
- ・ 超過分は提供会員が負担し、依頼会員へ請求します
- ・ 子どもと一緒に乗車しているときのみ利用できます



- ・ DiDiアプリ⇒料金が1,000円未満の場合も使用可能です
- ・ 紙チケット ⇒料金が1,000円以上の場合のみ使用可能です
(1,000円未満は使用不可です)

育休復帰支援

計算方法に迷ったら、シン・子育てファミリー・サポートセンターにお尋ねください。

● 対象

- ①令和7年4月1日以降に、育休期間が終了し、職場復帰する会員
- ②令和7年8月1日以降に、就労を開始することにより、共働き世帯となる会員
- ③令和7年8月1日以降に、就労を開始するひとり親世帯の会員

● 対象期間

育休復帰日（就労開始日）の「復帰2か月前の月初から復帰1年後の月末（最大14か月）」

（例）育休復帰日（就労開始日） 令和7年10月15日

→対象期間は 令和7年8月1日～令和8年9月30日

● 支援内容

対象期間中の利用料金を無償化→提供会員の報酬額は市が負担

回数上限：1回あたり2時間×最大24回

● 利用料金と報酬額の考え方

依頼会員から無償化分（上限2時間）を引いた料金を受け取る

提供会員は割引分の報酬額を市から受け取る



緊急連絡先

本日、エリアリーダーの連絡先
名刺をお持ち帰りください

提供会員

依頼会員・緊急連絡先1・2

10時～18時 第1・3火曜日休館
センター 093-511-3081（固定）
080-3210-3081（携帯）

エリアリーダー（自分の区）

・
・

警察 110番

消防署 119番



子育て支援課

チャイルドケアサポートセンター
理事長 鶴田貴豊
090-7448-4817

アドバイザー

※天候悪化時（台風・大雨・暴風・積雪・濃霧など）は支援活動が行えないことがあります



サービス提供会員傷害保険

サービス提供会員が保育サービスの提供中や保育サービスを提供するため、自宅と依頼会員の子ども宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に補償するものです。



ご不明なことは、
アドバイザーに
直接お尋ねくだ
さい。

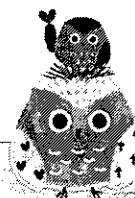


保険金の種類	保険金額 (補償額)	保険金をお支払いする場合
通院保険	2,000円	医師の治療を必要とし、通院したとき（但し、事故の日からその日を含めて180日以内の通院でかつ90日が限度）
入院保険	3,000円	医師の治療を必要とし、入院したとき（但し、事故の日からその日を含めて180日以内の入院でかつ180日が限度）

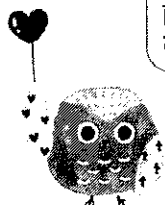
事前打ち合わせ時には保険がありませんので十分にご注意ください

賠償責任保険

サービス提供会員が保育サービス提供中、監督ミスや提供した飲食物が原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センター及び提供会員が負担する賠償金等を補償するものです。



ご不明なことは、
アドバイザーに
直接お尋ねくだ
さい。



事 由	支払い限度額
対人・対物賠償 (1事故につき)	2億円
初期対応費用	1,000万円 (見舞金・見舞品10万円をふくむ)

お見舞金制度

【怪我、病氣】

- 提供会員の家族が依頼子どもにけがを負わされた
- 提供会員又は依頼子どもが熱中症にかかった
- 提供会員又はその家族が依頼子どもにインフルエンザをうつされた
- 提供会員又はその家族並びに依頼子どもが、活動が原因で新型コロナウイルス感染症に感染した

【物損】

- 依頼子どもに提供会員の家の物を壊された
- 依頼子どもに提供会員の車を傷つけられた
- 提供会員が当て逃げにあい車を傷つけられた
- 提供会員の運転ミスで自分又は他者の車を傷つけた



このようなときに「お見舞金」をお支払いいたします

提供会員宅・依頼会員宅での物の破損や紛失には補償保険がありませんのでご理解ください



お見舞金は、実際に支出された金額（領収金額）に応じ、提供会員に対して、右表のとおり3万円を限度にお支払いします。

領収金額	お見舞金
2.000円～4.000円未満	1.000円
4.000円～6.000円未満	2.000円
6.000円～8.000円未満	3.000円

報酬額は「雑所得」になります

活動で得た収入（報酬額）は
雑所得になります

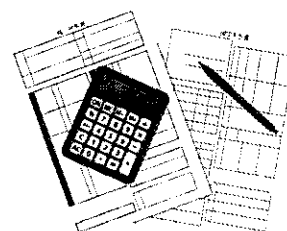


?

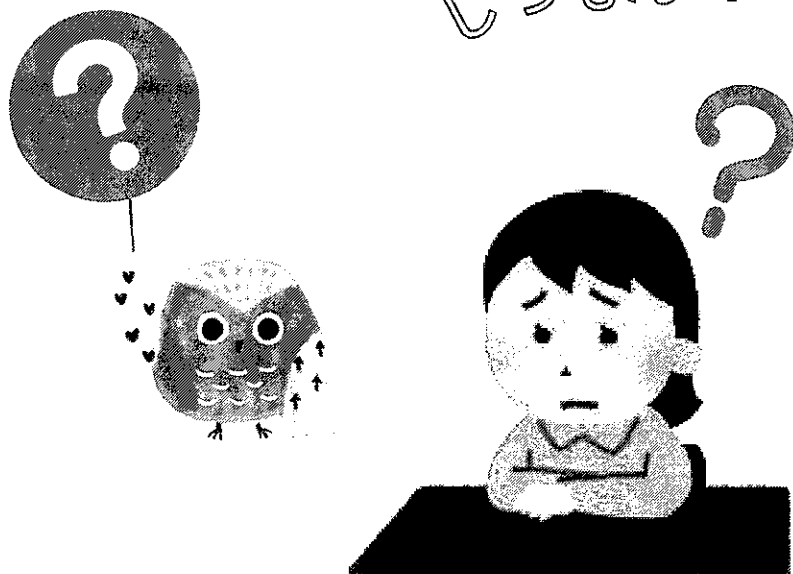


申告が必要???

収入状況等によりケースは様々です
確定申告などについては最寄りの
税務署や「国税ナビダイヤル」等
にご自身でお問い合わせをお願い
します



しつもんコーナー



ここまでの内容で
もう一度
説明してほしいところ、
くわしく聞きたいこと、
分かりにくいことなど
あればグループでシェ
アしましょう

どうぞ 安心安全な支援活動を心がけながら
ファミサポで生まれる
人とのつながりを楽しんでいきましょう

ステップアップ研修②

「子どもの栄養と食生活」 管理栄養士

7月15日（水）10:20～12:30
交流プラザわらべホール

